

「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表を受けて

1. 座談会「『金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集』の公表を受けて」

23



住友生命保険(相) 主計部 次長兼国際保険計理室長	うめつ とおる 梅津 徹	EY 新日本有限責任監査法人 経営専務理事	もぎ てつや 茂木 哲也
(株)三井住友銀行 財務企画部 上席部長代理	くろだ こうへい 黒田 康平	ASBJ アシスタント・ ディレクター	くまがい みつたか 熊谷 充孝
JP モルガン証券(株) 税務部長 エグゼクティブディレクター	たかお かずとし 高尾 和利	〔司会〕 ASBJ 委員長	おの ゆきお 小野 行雄

2. 「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表について

36

ASBJ 専門研究員 やまだ てつや
山田 哲也

座談会 「『金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集』の公表を受けて」

1 はじめに

司 会 企業会計基準委員会（ASBJ）の委員長の小野行雄です。金融商品専門委員会の専門委員長でもあり、本日は、司会を務めさせていただきます。ASBJは、本年8月30日に、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表しています。本日の座談会では、金融商品専門委員会で議論にご参加いただいた専門委員の方々と、意見募集文書について懇談したいと思います。

本日は、作成者の立場から、住友生命保険（相）の梅津徹さん、（株）三井住友銀行の黒田康平さん、JP モルガン証券（株）の高尾和利さん、監査人の立場から EY 新日本有限責任監査法人の茂木哲也さんにご参加いただいております。また、ASBJ より、本件を担当している熊谷充孝アシスタント・ディレクターが参加しております。

2 意見募集文書を公表した経緯

司 会 まず、熊谷さんから、意見募集文書

を公表した経緯について、ご説明いただけますでしょうか。

熊 谷 2016年8月にASBJが公表した中期運営方針においては、ASBJの活動の基本的な方針として次の2点を示しております。1つは、我が国の会計基準の質の向上を図るために、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図ること、2つは、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていくことです。

中期運営方針では、当該方針に基づき、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、金融商品に関する会計基準を挙げています。我が国の金融商品に関する会計基準は、企業会計審議会により、1999年1月に「金融商品に係る会計基準」が設定され、その後、2006年にASBJに移管されておりますが、設定以来、約20年間、抜本的な改正は行われておりません。

一方、国際的な会計基準においては、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性を低減するため、また世界的な金融危機の際における減損の認識への批判（Too Little Too Late等）に対応するために、金融商品会計の改正を行っています。IFRS第9号「金融商品」につ

いては、本年より適用が始まっており、また、FASBにおいても、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の改正を行い、既に一部進行期から適用が始まっています。

意見募集文書では、ASBJは金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えているとし、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考えているとしております。

ただし、金融商品会計について国際的に整合性を図る上では、約20年ぶりの抜本的な改正となるため、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されるとし、金融商品に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するため、意見募集文書を公表するに至りました。

司会 熊谷さん、ありがとうございます



住友生命保険(相) 主計部
次長兼国際保険計理室長 梅津 徹氏

た。意見募集文書では、具体的な質問事項が設けられております。本日は、これらの質問事項に沿って話を進めさせていただきたいと思っております。

3 金融商品に関する会計基準を開発(改正)する意義

司会 まず、金融商品に関する会計基準を開発(改正)する意義について議論したいと思います。意見募集文書では、金融商品に関する会計基準の改正の意義について意見を求めています。意見募集文書を公表するに至る過程においてもASBJ及び専門委員会では、多くの議論がなされました。

今後、金融商品に関する会計基準の改正の意義について議論をする場合、現行基準の問題点の有無、新基準の導入に要するコストの程度、国際的な会計基準との整合性を図る必要性の程度及び我が国の資本市場の信頼性に及ぼす影響などの検討が必要になると考えられます。まずは、これらの点について、皆様のご意見をお聞かせしたいと思います。最初に、作成者の立場から、順番にご意見をいただけますでしょうか。まず、黒田さんからお願いします。

黒田 現在の金融商品に関する会計基準が開発されてから長期間にわたり改正がなされていない一方で、金融工学の発達により高度で複雑な仕組みの金融商品が増加している現状を踏まえると、我が国においても、金融商品に関する会計基準の改正の要否を検討すべきタイミングを迎えていると考えております。また、国際的な会計基準との整合性を図ることは、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性の向上に資するものと理解しております。

一方で、金融商品に関する会計基準の改正にあたっては、今回の意見募集文書に寄せられたコメントも踏まえて、会計基準の改正によって

得られる便益とそれによって発生する実務上のコストを慎重に分析し、場合によっては、実務上の簡便法の検討も必要ではないかと考えております。

会計基準の改正は、上場企業のみならず非上場企業まで影響することに加え、個別財務諸表が税制と密接な関係にあり税務にも影響し得ること、さらには分配可能額算出の観点から会社法とも密接な関係があります。これらを踏まえ、財務諸表作成者が改正後の会計基準にうまく移行できるように、少し先の話しになるかと思いますが、ASBJにはぜひとも関係省庁と連携を図ることをお願いしたいと考えています。

司会 ありがとうございます。次に、梅津さん、お願いします。

梅津 生命保険会社の視点から申し上げますと、生命保険会社の負債の大部分を占める保険負債については、現時点では保険業法に基づいて償却原価方式のような評価を行っております。その一方で、IFRS第9号の規定をそのまま取り込んだ場合、事業モデル要件等を勘案しますと資産の多くの部分を公正価値により評価することになる可能性があるため、資産と負債の評価のミスマッチが生じてしまい、結果として、財務諸表利用者の観点から意思決定に資する有用な財務情報の提供に繋がるのか、疑問があると考えております。現行の日本基準においては、責任準備金対応債券や満期保有目的の債券等、保険会社における資産と負債とを整合的に評価するための会計上の取扱いが認められておりますが、何らかの形でこのような取扱いを継続しないと、会計基準の品質化には繋がらないのではないかと考えております。

また、保険業において資産と負債とを整合的に評価しなければならないという観点については、欧州でも意識されており、主として保険事業を営む会社については、保険負債の現在価値評価を行うIFRS第17号「保険契約」が適用

されるまで、IFRS第9号の適用を延期することが認められております。そして、IFRS第17号の見直しの動きに伴い、保険会社によるIFRS第9号の適用がさらに延期されるかもしれないといった、欧州における複雑な状況についても考慮した上で検討していただきたいと考えております。

司会 それでは、高尾さん、お願いします。

高尾 当社の状況について申し上げますと、当社の親会社は米国法人ですので、当社では、米国会計基準に基づいた会計処理を行い、会計基準差異がある項目について必要に応じて日本基準への引き直しを行っております。しかし、貸借対照表上の資産の多くは金融商品であり、その多くは時価会計が適用されていますので、当社では、結果として、大きな差異は生じていないというのが現状です。ただし、これまで当社において米国会計基準を適用する上で論点となったDay1 PLの認識の問題や自己の信用リスクの時価評価の問題については、IFRSでも検討されており、日本の会計基準においても、国際的な会計基準との整合性を図る必要性



(株)三井住友銀行 財務企画部 上席部長代理
黒田 康平氏

は高いのではないかと考えております。

司会 茂木さん、監査人の立場から、ご意見をいただけますでしょうか。

茂木 先ほど熊谷さんからもお話があったとおり、我が国の金融商品に関する会計基準は、1999年の設定以来、日本公認会計士協会（JICPA）が作成した実務指針を含め、抜本的な改正は行われていない状況であるのに対し、国際的な会計基準においては様々な改正がこれまで進められております。その結果、日本基準と国際的な会計基準との乖離が大きくなっており、IFRSで連結財務諸表を作成している企業においては、日本基準からIFRSへ組み替える際、多くの調整が必要となっている状況であると認識しております。そのような中で、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準の高品質化に貢献するものであると考えております。ただし、検討に着手するということですので、国際的な会計基準と整合性のある会計基準になるという帰結が必ずしも保証されるものではなく、あくまでも、日本の取引慣行を踏まえ、新たな会計基準を導入することが適切であるかどうか、またその内容がいかにあるべきかについてしっかりと検討することが重要であると考えております。

また、我が国の金融商品の会計基準を改正するということになれば、適用対象になるのは、金融機関のみならず、幅広い企業が含まれることになるため、適用上の課題をしっかりと拾い出して検討することにより、適用しやすい会計基準にしていくことが重要であると考えております。監査人の立場としては、監査がやりやすい会計基準ということがしばしばいわれますが、監査がやりやすい会計基準ということは、作成者等の多くの関係者にとって、理解しやすく、適用上の困難さが小さい会計基準であるということでもあり、理念的に正しいというだけでなく、実務上の観点を踏まえた会計基準と

することが期待される場所であると考えております。

4 プロジェクトにおいて検討する範囲について

司会 次に、熊谷さんから、プロジェクトにおいて検討する範囲について、ご説明いただけますでしょうか。

熊谷 金融商品会計の主な分野のうち、「金融商品の分類及び測定」（以下「分類及び測定」という。）、「金融資産の減損」（以下「減損」という。）及び「ヘッジ会計」については、IFRSと米国会計基準で内容が異なっているものの、金融機関のみならず、我が国の企業において重要な影響を与える可能性がある分野であり、いずれも国際的に整合性を図る場合には、プロジェクトの検討範囲に含めることが考えられ、意見募集文書ではその旨を記載しています。

特に、「減損」については、金融機関における貸出金の評価に関係し、IFRSと米国会計基準の双方で予想損失モデルが導入されることを踏まえると、国際的な整合性を図る上では、重要な分野になるものと考えられます。

一方、「金融商品の認識の中止」（以下「認識の中止」という。）については、特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点であり、将来的に、連結範囲の定めを国際的に整合性のあるものとするか否かを検討する際に併せて検討することが適切と考えられ、意見募集文書では今回のプロジェクトの範囲には含めておりません。

司会 意見募集文書では、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「分類及び測定」、「減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置く場合、これらの分野について、どのように優先順位をつけるかについても検討

する必要がありますとされています。優先順位をつける上で、例えば、どのような点が検討ポイントとして考えられるかについてもコメントをいただけますでしょうか。黒田さんから順にお願いします。

黒田 まずは、「分類及び測定」及び「減損」の議論を先行して行い、その後に「ヘッジ会計」の検討を行っていただきたいと思います。

金融危機後に開催されたG20ロンドンサミット等では、従来の発生損失モデルに基づく貸倒引当金の会計処理が、金融機関の与信行動と景気循環との関係性を高める景気循環増幅効果があったとする懸念や減損損失の認識が遅く引当が十分でないとの指摘が多くあったと記憶しております。この指摘に対応するため、IASBやFASBは、金融商品に関する会計基準の改正を実施したという経緯がございます。こういった金融を取り巻くグローバルな環境変化への対応という観点から、我が国においても、「減損」つまり償却・引当に関する分野の検討の優先順位は高いと考えております。

また、「減損」の検討に際し、減損の対象となる資産の特定が必要であることから「分類及び測定」の検討も同時並行で進める必要があると考えております。

一方、今回の金融商品に関する会計基準の改正の対象範囲は広範であり、すべてを同時に開発することは困難と考えられることに加え、IASBでは動的风险管理（マクロ・ヘッジ）プロジェクトが進行中であること等を踏まえ、「ヘッジ会計」の検討は、「減損」等の検討後とすることが望ましいのではないかと考えております。

梅津 「分類及び測定」については、先ほど申し上げましたとおり、生命保険業界にとって扱いの難しい問題があります。また、「ヘッジ会計」については、日本基準上は業種別監査

委員会報告に基づいて認められている包括ヘッジの会計処理の論点があり、またIASBにおいてもマクロ・ヘッジに関する議論が継続中であることを踏まえると、開発に向けた難易度は高く、生命保険業界として優先度は相対的に高い状況であると考えております。

一方、「減損」は、IFRS及び米国会計基準ともに予想信用損失モデルが導入されたことを踏まえれば、相対的に優先順位が高いのではないかと考えております。「減損」の分野については、現状、金融機関では金融庁の検査マニュアルに沿って実務がなされていることから、先行して検討が進められている金融庁の「融資に関する検査・監督実務についての研究会」における議論とも密接に関連するため、当該研究会の動向を踏まえて検討を進めていく必要があると考えています。また、国際的に整合性のある会計基準とするための取組みの観点では、国際的な会計基準における「減損」の規定には、現在の我が国の実務慣行とは大きく異なる点があるため、どのようにして上手く取り入れていくのが課題となると考えております。

高尾 検討項目が多い「分類及び測定」に



JP モルガン証券(株) 税務部長
エグゼクティブディレクター 高尾 和利氏

ついて、まず検討する必要があると考えております。その後、「ヘッジ会計」、最後に「減損」を検討するのが順当ではないかと考えております。その理由としては、たしかに「減損」は、償却原価測定金融資産である貸付金を多く有する金融機関にとって重要な分野ですが、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を活用した信用リスク管理を行っている場合、CDSの時価変動と償却原価測定金融資産の貸付金の予想信用損失との関係を併せて検討することが必要であると考えられるためです。

茂木 これらの3つの分野はいずれも重要なテーマであると考えており、本来的には、金融商品に関する会計基準として全体で1つの体系を成すものですから、包括的に検討すべきものであると思います。しかし、リソース等が限定されている状況下では、ある程度の優先順位を付けて検討を進めていかざるを得ないでしょう。その中では、先ほど黒田さんからお話にもありましたが、新しい減損会計が国際的に導入された背景を勘案すると、「減損」の分野は日本の会計基準として早急に開発する必要がある重要なテーマであり、最も優先順位が高



EY 新日本有限責任監査法人 経営専務理事
茂木 哲也氏

い分野ではないかと考えております。

とはいえ、何を減損の対象とするのかという話になると、「分類及び測定」とセットで議論していくこととなりますので、「減損」の検討を優先したとしても、最終的に議論をまとめる段階では、「分類及び測定」についても併せて結論付けておく必要があるのではないかと考えております。

一方、「ヘッジ会計」については、日本基準上の金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理の取扱いの検討等の論点があり、日本基準上のヘッジ会計を見直す場合、多くの事業企業に対して大きい影響を及ぼすことになるのではないかと考えております。したがって、3つの分野の中では後の方の検討になった場合であっても、早急な検討が必要な分野であると考えております。

最後に、「認識の中止」については、今回、検討する範囲には含まれておりませんが、現行の日本基準は、国際的な会計基準と大きな乖離が生じている状況にあるため、今回のプロジェクトでは取り扱わないとしても別のプロジェクト等でできるだけ早い検討が必要ではないかと考えております。

司会 黒田さんと茂木さんからは「分類及び測定」と「減損」が優先順位が高いというお話がありましたが、仮に「減損」を優先して検討する際、「分類及び測定」の検討を後回しにして「減損」の検討をすることは可能でしょうか。

黒田 考え方としてはあり得ると思いますが、実際には、「減損」に対応する「分類及び測定」の部分だけを明確に切り出すことは難しく、やはり「分類及び測定」の全体について「減損」と同時並行で検討する必要が生じる可能性が高いと考えます。

茂木 私も、「減損」と「分類及び測定」の全体について同時並行的に検討を進めないと

難しいのではないかと思います。ただし、「減損」の分野の方が、必要とされる様々な関連データの特定等を含め、検討に多くの時間を要する論点が多いと考えられますので、まずは、「減損」の分野における理論的な論点について先行して検討を進めた方が、議論の進め方としてはよいのではないかと思います。

梅津 私も「減損」の分野について理論的な整理を先行して進めていくやり方がよいのではないかと思います。その場合、やはり最初に貸付金を念頭に置いた理論的検討が先に進められることになるとは思います。その後、債券等の有価証券等へ検討対象を広げる際、「分類及び測定」についての検討が必要になるのではないかと思います。

5

会計基準の開発に着手した場合における、開発する会計基準の内容について

司会 会計基準の開発に着手した場合における、開発する会計基準の内容について、熊谷さんからご説明いただけますでしょうか。

熊谷 我が国の会計基準は、歴史的には、IFRSと米国会計基準の双方を対象として整合性を図ってきておりましたが、2007年にIASBとともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRSを国際的に整合性を図る対象としてきております。よって、国際的に整合性を図ることを検討する場合、まずIFRSがその対象となると考えられます。さらに、IFRSと米国会計基準が異なる点については、米国会計基準の取扱いも参考にすべきと考えられるため、意見募集文書においては、両者の異同及び想定される適用上の課題について整理しております。

司会 意見募集文書では、仮に国際的な整合性を図る場合、優先的にIFRSと整合性を図るか、又は米国会計基準について検討対象とするかについて質問されていますが、これらにつ

いて検討する際に、例えば、どのような事項が検討ポイントとして考えられるかについて、ご自由にコメントをいただけますでしょうか。

黒田 優先的にIFRSと整合性を図っていただきたいと考えております。我が国では、政府方針もあり、IFRS任意適用企業数が増加しており、今後もさらなる増加が想定されております。こうした環境下において、IFRS任意適用企業と日本基準採用企業との比較可能性を高め、個別財務諸表と連結財務諸表を異なる会計基準で作成する実務負担を最小化するために、米国会計基準ではなく、IFRSとの整合性を優先することが適当と考えております。

なお、会計基準の高品質化の観点では、IFRSと米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にどちらが我が国の実態をより適切に表すかといった観点での検討も一定の意義があるのではないかと考えております。

梅津 これまでの基準開発の経緯や、IFRS任意適用企業が今後も増加していく可能性を踏まえると、IFRSを主たる検討の対象とすることが適当と考えます。一方で、国際的な整合性の観点からは、米国会計基準も投資家にとっては重要な基準であると考えられるため、IFRSと米国会計基準とに差異がある部分については、米国会計基準も参考に検討すべきと考えます。また現行の日本基準を改善した上で残すという選択肢も含めて、最終的には金融商品会計基準が全体としてバランスのとれたものとなる必要があると考えております。

高尾 米国会計基準を採用している企業も多く存在しますので、米国会計基準も検討対象としていただきたいと考えております。

また、グローバル金融マーケットにおけるメイン・プレイヤーとしての米国の金融機関の存在は非常に大きいものがあります。米国会計基準は、そういった米国の金融機関における先進

的なりスク管理手法等も参考にしつつ会計基準の開発を行ってきたという背景等を勘案すると、特に金融商品会計に関しては、IFRSだけではなく、米国会計基準をよく検討する必要があるのではないかと考えております。

茂木 東京合意の内容等を踏まえると、まずはIFRSが整合性を図る対象になると考えます。ただし、意見募集文書において「仮に国際的な整合性を図る場合」と記載されているように、そもそも日本基準の開発方針として国際的な整合性を図るかどうかが1つの論点にされております。したがって、IFRSを理解し、IFRSが合理的かどうかの検討を行い、その上で国際的な整合性を図ることを検討する段階に進むことになるかと考えております。

その際に米国会計基準と異なっている部分については、IFRSと整合性を図るかどうかの判断にあたって、米国会計基準の規定が当然に検討すべきテーマであると考えております。米国会計基準がどのような背景や根拠をもとにIFRSと異なる結論となったのかを検討した上で、IFRSと整合性を図るかどうかを判断する必要があるため、IFRSと差異が生じている米国会計基準の部分については検討対象にすべきと考えております。

司会 また、意見募集文書では、国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない程度とするかについて質問されていますが、これらについて検討する際に、例えば、どのような事項が検討ポイントとして考えられるかについて、ご自由にコメントをいただけますでしょうか。

梅津 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」や現在開発中の公正価値測定に関する会計基準では、IFRSの規定を基本的

にすべて取り入れる方向で検討されておりますが、それらは、対応する包括的な会計基準が我が国において定められていなかったという点で金融商品に関する会計基準とは状況が異なります。したがって、金融商品に関する会計基準を開発するにあたっては、IFRS第9号をそのままの形で取り入れることは難しいのではないかと考えております。IFRS第9号は、各分野において現行の我が国の金融商品に関する会計基準との考え方が異なっている点がありますが、特に「分類及び測定」の分野では、債券や投資信託などの測定方法としてFVPLがより広範囲に適用されることとなり、従来の日本基準における基本的な純利益の考え方と合致しない損益が計上されることとなります。純利益の範囲の変更は、会社法に加えて保険契約者への配当計算にも影響があり、また、各社の資産運用方針や実際の投資行動においても影響が出る可能性があるため、非常に重要な論点であると考えております。

黒田 基本的には、国際的な会計基準を取り入れていただきたいと考えております。先ほどもお話をさせていただきましたが、我が国ではIFRS任意適用企業数が増加しており、今後も増加が見込まれております。そういった企業にとり、国際的な会計基準を基本的に取り入れられない場合、金融商品会計に関する会計基準差異の修正がIFRS任意適用の負担あるいは課題として残り続ける可能性があります。特に、会計基準差異が多く残るほど、負担が増加します。

その一方で、会計基準の変更対応をスムーズに実施するためには、可能な範囲で、我が国固有の事情を考慮することも必要と考えております。例えば、国際的な会計基準に基づいた減損の測定は、個々の債権単位となっておりますが、我が国における与信実務は、債務者単位の評価に基づき取引方針を策定し、方針に沿った取引を行うのが一般的です。こうした中、我が

国に国際的な会計基準をそのまま導入する場合には、現行の与信慣行、与信管理実務の変更が必要となる可能性があります。改正の検討を進めるにあたっては、各金融機関の既存の与信実務をベースとしつつ、国際的な会計基準とも整合的な対応を可能とする余地を残す等の配慮をお願いしたいと考えております。

また、財務諸表作成者によっては、国際的な会計基準の規定をそのまま取り入れた場合、データインフラの整備を含め、困難が生じると想定されます。そのため、実務上の簡便法に言及する等、円滑な導入を進めるための工夫を検討していく必要があると考えております。

高尾 IFRSは、なぜ米国会計基準と同一の基準としなかったのか、米国会計基準は国際的な会計基準としての基準を満たしているか否か、基準を満たしているのであれば、米国会計基準の一部を我が国の会計基準で採用することの問題点は何か等の観点から、IFRSと米国会計基準の取扱いが異なる項目について、我が国の会計基準に採用することの妥当性について検討すべきと考えております。

司会 米国会計基準は国際的な会計基準の1つとして考えており、参考にすべきものと考えていますが、どの程度まで参考とするかについてご意見をいただきたいと考えております。整合性を図る程度について、ご意見があれば、お願い致します。

高尾 米国会計基準の方がIFRSよりも高品質であり実務への影響も少ない項目については、米国会計基準を積極的に取り込むこともあり得ると考えております。ただし、その際には、IFRSとの比較において優れていることを明確に説明できる必要があると思います。

茂木 全体的に国際的な会計基準と大きく異なる程度とする場合でも、投資家にとって有用な情報が提供され得るのではないかと考えております。それを決める際には、財務情報

が投資家の観点から国際的な会計基準と大きく異なることを、対外的に説明できる必要があると思います。きちんと説明できる範囲においては、会計処理をそのまま取り入れなくとも、必要に応じて開示や注記情報を追加することも含めて、全体として国際的な会計基準と大きく異なる程度とすることも選択肢になるのではないかと考えております。

司会 連結財務諸表及び個別財務諸表上の取扱いについて、ご意見があれば、お願い致します。

黒田 連結財務諸表と個別財務諸表で会計処理は一致させていただきたいと考えております。まず、連結財務諸表と個別財務諸表で会計処理が異なる場合には、連結決算の作成負担が増加することを懸念しております。加えて、リスク管理や金融機関における自己資本比率規制等の規制対応についても、連単の会計処理の相違は、二重管理負担や管理の複雑化に繋がる懸念もございます。繰り返しになりますが、いわゆる連単一致については、ぜひともお願いしたい点になります。

茂木 私も黒田さんと同じ意見でして、基



ASBJ アシスタント・ディレクター

熊谷 充孝氏

本的に、連結財務諸表と個別財務諸表は同じ会計基準で作成されるべきであると考えております。特に金融商品については、かなり多くの取引に影響があるため、連結財務諸表と個別財務諸表で会計処理が異なる場合には、その調整が非常に難しくなるのではないかと思います。

梅津 私も、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表は、同じ会計基準で作成されるべきであると考えております。ただし、保険会社の場合、連結財務諸表にIFRSを任意適用すると、保険契約に関する新しい会計基準の下では負債の評価が全く変わってしまいますので、日本基準の個別財務諸表上、何らかの特別な手当てが必要になる可能性はあると思います。

6

識別された論点及び適用上の課題について

司会 意見募集文書では、特に意見をいただきたい点として、11の項目における主要論点を示した上で、IFRS第9号又は米国会計基準の内容を仮に我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別し、適用上の課題について分析しています。そして、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11項目について優先順位をつけるか否か、或いは検討するにあたって金融商品の種類ごとに優先順位をつけるか否かについて意見を求めています。これらについて、ご自由にコメントをいただけますでしょうか。梅津さんからどうぞ。

梅津 先ほどの3つの分野の中での優先順位の議論の中でも相互に関連する論点があったことを踏まえると、さらに11項目に分けた場合には全体としての会計基準が理解しにくくなる可能性があるため、検討するにあたりそれ以上の細かな優先順位はつけるべきではないと考えております。

司会 適用上の課題で何かお考えはございますか。

梅津 「分類及び測定」の分野においては、既に申し上げた測定区分自体の問題以外では、資本性金融商品のOCIオプションのリサイクリングとFVOCI測定 of 債券の為替換算差額の認識の論点が非常に重要であると考えております。

次に「減損」の分野では、債権単位で個別管理する相対的アプローチや超長期の残存期間に対応する予想信用損失の測定など、現在の我が国の実務慣行と大きく異なる部分への対応が課題になると思います。

また、「ヘッジ会計」につきましては、ヘッジの非有効部分の処理の論点が重要であると考えております。

司会 梅津さんありがとうございます。黒田さんお願いします。

黒田 事務局に取り纏めいただいた11の主要論点は、すべて重要な論点なので、「分類及び測定」、「減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野の検討にあたっては、しっかりと検討していく必要があると考えております。特に、「OCIオプションのリサイクリング」と「個々の金融資産単位での信用リスクの測定」は重要な論点であると考えております。

まず、「OCIオプションのリサイクリング」についてですが、IFRS第9号では、OCIオプションを適用した資本性金融商品についてリサイクリングしないとしており、政策投資株式の売却損益が純損益で認識されません。しかし、リサイクリングしないという考え方は、意見募集文書に記載のとおり、我が国における会計基準に係る基本的な考え方との相違が大きいと思います。我が国としての考え方は、会計基準の高品質化を目指すにあたっては維持すべきと考えますので、OCIオプションを適用した資本性金融商品の売却損益のリサイクリングの検討

がなされるものと考えております。

次に、「個々の金融資産単位での信用リスクの測定」についてですが、IFRS 第9号では、同一債務者に対する金融資産でも、当初認識時の信用リスクの違いから12か月の予想信用損失を測定する場合と全期間の予想信用損失を測定する場合があるため、個々の金融資産の単位で信用リスクを測定する必要があります。しかし、我が国における与信管理実務は、債務者単位が基本となっており、また、欧米ほど債権の流通市場が発達しておらず、個々の債権単位での与信管理に適した環境も十分とはいえない状況でございます。したがって、我が国と諸外国との与信実務の違いや、与信実務への影響に注意し、現状の債務者単位の与信実務をベースとしつつ、国際的な会計基準とも十分に整合的な対応を可能とする余地を残す等の配慮が必要なのではないかと考えております。

高尾 「分類及び測定」に関する主な項目（項目1から項目5）が第一優先順位で、次に「ヘッジ会計」に関する主な項目（項目8から項目11）、最後に「減損」に関する主な項目（項目6・7）という優先順位になるかと考えております。

「分類及び測定」の分野においては、FVOCI測定の株式のOCIのリサイクリングの問題、FVOCI測定の外貨建債券の為替換算差額のOCI表示の問題、公正価値オプション導入の可否及び導入した場合の自己の信用リスクの変動に係るOCIのリサイクリングの問題、レベル3インプットの金融商品のDay1 PLの取扱い、及び組込デリバティブの区分処理の論点が非常に重要であると考えております。

「減損」の分野につきましては、債券、株式、及び貸付金等については、別々に議論する必要がありますと思いますが、その他の領域においては、資産ごとの議論の優先順位は特にございません。また、信用リスクの測定については、

マーケット・メイキング・ビジネスにおいては、ポジションをネットリングする考え方があるため、個別の債権ごとに信用損失を測定する方法はなじまないのではないかと考えております。

茂木 3つの分野の中での優先順位についてお話しした順番と同様になりますが、「減損」に関連する項目が第一優先順位、次が「分類及び測定」、最後に「ヘッジ会計」の順番になると考えております。「減損」については、黒田さんもコメントされているように、債権単位で当初認識時から決算日までの信用リスクの変化を捕捉することが必要になる点が、現在の我が国の実務と大きく異なりますので、この点についていかに対応するかが大きな課題になると思います。「分類及び測定」の分野では、高尾さんの触れられた論点に加え、非上場株式の公正価値測定、償却原価法における実効金利法の適用などについて、大きな影響をもたらす可能性があると考えています。また、先ほども申し上げましたが、「ヘッジ会計」のうち、金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理に関しては、一般企業において多く使用されている処理であり、見直した場合の影響範囲が大きい



〔司会〕ASBJ委員長 小野 行雄氏

ため、「ヘッジ会計」の分野の中では、項目8「ヘッジの種類と会計処理」の優先順位が高いと考えております。

黒田 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理は、金融機関及び金融機関以外の一般企業の双方において深く浸透しており、当該処理の撤廃の影響は大きいと考えます。特に金融機関以外の一般企業において、ヘッジ会計を適用するためのリスク管理態勢やシステム構築等の負担が大きくなる可能性があることから、実務上の簡便法として、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理を継続的に認め、実務上の混乱をできる限り緩和することが望ましいのではないのでしょうか。

司会 ここでお話をお聞きする内容ではないのですが、業種の特特殊性から梅津さんにお聞きしたいのですが、冒頭にお話があったように我が国の保険に関する会計は、保険業法に基づく処理が行われており、保険に関する会計基準を今後どうするかについては、まだ検討がされていない状況にあります。そういう中で、金融商品に関する会計基準を開発することについては、どのようにお考えでしょうか。

梅津 我が国において保険に関する新たな会計基準が定められるまで、金融商品に関する会計基準の開発を延期することを望んでいるわけではありません。日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図ることの意義は理解しているつもりでおります。我々としては、IFRS第9号の規定をそのまま取り入れた場合には、保険会社は不整合な財務諸表を作成することになると考えられるため、そのような結果とならないように何らかの手当てを行うことを検討していただきたいと考えております。

7 最後に

司会 最後に、皆様より一言ずつコメントをいただけますでしょうか。

梅津 保険会社が置かれている特殊な事情について、まずは関係者の皆様に丁寧にご説明してご理解をいただきたいと考えております。その上で、基準の開発に着手することになった場合には、積極的に議論に参加し、様々な課題の解決に貢献して参りたいと考えております。

黒田 今回の金融商品会計基準の改正にあたり、我が国において任意適用企業が増加している状況を踏まえると、IFRS第9号から乖離した会計基準を検討することは困難である一方で、我が国固有の事情を勘案した基準にもしなければならぬという難しい舵取りがASBJには求められております。

そのような中、IFRS及び日本基準の両基準の財務諸表作成に携わってきた自身の経験を生かして、会計基準の改正に貢献できればと考えております。

高尾 IFRSと米国会計基準で取扱いの異なる項目について、どのようなコメントが集まるのかは分かりませんが、集まったコメントをどのように我が国の金融商品会計基準に反映することができるのか、今後の検討が楽しみです。

茂木 約20年ぶりの抜本的な改正であり、これから大変な作業になると思いますが、積極的に関与していきたいと考えております。金融機関以外の一般企業にも幅広い影響が出ることが想定される基準のため、幅広い方々に問題意識を持っていただきたいと思っています。

司会 皆さん、本日は、大変長時間にわたりありがとうございました。非常に有意義な懇談ができたのではないかと思います。11月30日のコメント期限以降、金融商品専門委員会等

で検討が進められていくと思いますので、引き続き宜しくお願い致します。

(本座談会は、平成 30 年 11 月 1 日に開催されました)